

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
7	高齢者の医療の確保に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

村田町は、高齢者の医療の確保に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

特定個人情報の不正利用防止のため、事務担当者のみにID及びパスワードを付与し、システム操作者と操作権限を限定している。

評価実施機関名

宮城県 村田町長

公表日

令和1年6月21日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	高齢者の医療の確保に関する事務
②事務の概要	<p>[事務全体の概要] 当該事務は、高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療の給付又は保険料の徴収に関する事務である。</p> <p>[特定個人情報ファイルを使用して実施する事務の具体的な内容] 村田町は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)及び番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令並びに村田町後期高齢者医療に関する条例の規定に基づき、特定個人情報ファイルを以下の事務で取り扱う。</p> <p>①被保険者に係る申請等の受理、その申請等に係る事実についての審査又はその申請等に対する応答に関する事務 ②資格確認書、被保険者資格証明書、特定疾病療養受療証又は限度額適用・標準負担額減額認定証に関する事務 ③後期高齢者医療の給付に関する事務 ④一部負担金に係る措置に関する事務 ⑤保険料の徴収又は保険料の賦課に関する事務</p> <p>[その他] 上記の事務に関して、番号法第19条第7号の規定に基づき、情報提供ネットワークシステムを使用して情報連携を実施する。</p>
③システムの名称	①後期高齢者医療システム ②収納管理システム ③滞納管理システム ④団体内統合利用番号連携サーバー(番号連携サーバ) ⑤中間サーバー(中間サーバー・プラットフォーム)
2. 特定個人情報ファイル名	
①後期高齢者医療情報ファイル ②収納管理情報ファイル ③滞納管理情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	①番号法第9条第1項 別表第一 59の項 ②番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第46条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <p><選択肢></p> <p>1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>[番号法別表第二における情報照会の根拠] 番号法第19条第7号 別表第二 82の項</p> <p>[番号法別表第二における情報提供の根拠] 番号法第19条第7号 別表第二 83の項</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	①給付業務担当／町民生活課 ②徴収業務担当／税務課
②所属長の役職名	①給付業務担当／町民生活課長 ②徴収業務担当／税務課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先
村田町総務課
住 所: 〒989-1392 宮城県柴田郡村田町大字村田字迫6
電話番号: 0224-83-2111

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先
[給付に関する問合せ]
村田町民生活課
住 所: 〒989-1392 宮城県柴田郡村田町大字村田字迫6
電話番号: 0224-83-6401

[徴収に関する問合せ]
村田町税務課
住 所: 〒989-1392 宮城県柴田郡村田町大字村田字迫6
電話番号: 0224-83-6403

9. 規則第9条第2項の適用

[]適用した

適用した理由

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年10月31日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年10月31日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]	<選択肢>	1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------------	---------------------	---

8. 人手を介在させる作業

[]人手を介在させる作業はない

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」(令和5年12月18日デジタル庁)の留意事項等を遵守し、住基ネット照会によりマイナンバーを取得するのではなく、申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行うことを徹底している。また、申請書に記載された個人番号及び本人情報のデータベースへの入力等は、複数人の確認を行うようにしている。

9. 監査

実施の有無 [○] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査

10. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発 [十分に行っている] <選択肢>
1) 特に力を入れて行っている
2) 十分に行っている
3) 十分に行っていない

11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [全項目評価又は重点項目評価を実施する]

最も優先度が高いと考えられる対策	[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
	[十分である]<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
当該対策は十分か【再掲】	判断の根拠 後期高齢者医療支援システムを通じて利用できる事務へのアクセス権限を関係職員のみに設定し、ICカードやパスワードによる認証によって限定している。また、アクセス権限の発効・失効の管理を職員の異動が発生するごとに行うなど、アクセス権の適切な管理を行っているため、権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策は十分であると考えられる。

变更箇所